

帯広市文化振興事業補助金交付基準

(目 的)

第1条 この基準は、帯広市における地域の文化振興の促進を図るため、芸術、文学、文芸、文化財、学術などの活動を行う個人及び団体に対する補助金交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の範囲)

第2条 補助金の交付の対象範囲は、前条の活動を行う市内に在住する個人及び市内に事務局を有する団体とする。

(補助金交付対象の補助の名称等)

第3条 補助の交付の対象となる補助の名称等については、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請及び決定等)

第4条 補助金の交付の申請及び決定等については、帯広市補助金等交付要綱(昭和59年6月15日告示第152号)に定めるところによる。

附 則

この基準は、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は 平成24年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は 平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この基準は 令和7年 4月 1日から適用する。

区分	補助の名称	対象	補助の目的	補助対象経費	補助基本額	開催地	補助率・補助額等	備考
派遣補助	帯広市青少年芸術文化活動派遣研修補助金	文化少年団	青少年の各種芸術文化活動の健全な発展を図る。	市内の文化少年団であって市内在住の者が、国、道、全道・全国規模の文化団体等のいずれかが主催及び共催、後援する大会等で、全道大会は帯広・十勝代表として、全国大会は北海道代表として参加する大会等に参加する経費 (旅費、宿泊費、参加負担金、運搬費) ※引率者は1名のみ対象とする	補助対象経費と同じ	道内	1名あたり12,000円以内 (上限48万円)	1 地元開催は対象外 2 原則として同一個人・団体の補助は、年度内各1回を限度とする。 3 予選を伴わない全道・全国大会は補助対象としない。 4 個人と団体と重複して参加する場合であっても1人とする。 5 引率者については、市外在住者も対象とする。
				道外	1名あたり22,000円以内 (上限88万円)			
		高等学校		市内在住の高校生で、国、道、全道・全国規模の文化団体等、高文連のいずれかが主催及び共催又は後援する大会等で、北海道代表として、全国大会に参加する個人又は団体が大会等に参加する経費 (旅費、宿泊費、参加負担金、運搬費) ※引率者は1名のみ対象とする	補助対象経費と同じ	道内	1名あたり12,000円以内 (上限48万円)	
				道外	1名あたり22,000円以内 (上限88万円)			